

平成30年度 第1回 茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会 会議録

議題	<p>1. 委員の委嘱</p> <p>2. 議題 (1) 委員長、副委員長の選任</p> <p>3. 報告 (1) 平成28・29年度の取り組みについて</p> <p>4. 議題 (2) 平成30年度(下半期)以降の取り組みについて(案)</p>
日時	平成30年10月30日(火) 9:30~12:00
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>【委員】 新倉委員、林委員、青木委員、仲谷委員、石井委員、矢島委員、鈴木委員、廣木委員、竹内委員長、山本委員、加藤副委員長、松本委員、羽太委員、入原委員</p> <p>【欠席委員】 桑水流委員、野口委員、後藤委員</p> <p>【事務局】 大野木都市部長 〈都市政策課〉後藤課長、石川担当主査、今井副主査 〈株式会社日本能率協会総合研究所〉岸田</p>
会議資料	<p>資料1 平成28・平成29年度の取り組みについて</p> <p>資料2 平成30年度の取り組みについて(案)</p> <p>資料3 平成30年度(2018年度)~平成31年度(2019年度)のスケジュール</p> <p>参考資料1 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項について(答申)</p> <p>参考資料2 「茅ヶ崎市における空き家問題と予防方法」冊子</p> <p>参考資料3 「あなたの空き家大丈夫ですか?」冊子</p> <p>参考資料4 「茅ヶ崎市の空き家対策便り」(創刊号・第2号)冊子</p> <p>参考資料5 「住まい制度」ガイドブック ~平成30年度版~</p> <p>参考資料6 茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会規則</p> <p>当日資料 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項について(諮問)</p>
会議の 公開・非公開	公開
非公開の理由	-
傍聴者数	0名

午前9時30分開会

○事務局

皆様お早うございます。定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第1回茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。進行を務めさせていただきます都市政策課長の後藤と申します。よろしくお願いたします。

また、10月4日に茅ヶ崎市長である服部信明は、公務中に急病のため死去しましたことを、ご報告いたします。

本委員会は、原則公開となっておりますが、本日は、傍聴の申し出はございませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

はじめに、平成30年10月11日より本委員会委員が新たな任期となりましたので、委員の皆様は夜光副市長より委嘱をさせていただきたいと思えます。

それでは、夜光副市長が皆様の席の前へ伺い、ご委嘱申し上げますので、よろしくお願いたします。

お手元の名簿の順に従いまして交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので恐れ入りますが、その場でお立ちください。

【夜光副市長による委嘱状の交付】

【本日欠席の委員の紹介】

なお、本日欠席の御連絡をいただいております委員のご紹介をさせていただきます。桑水流委員、野口委員でございます。また、後藤委員からは遅参のご連絡をいただいております。

お三方には、別途委嘱状を交付させていただきます。

以上で委員の皆様への委嘱状の交付を終わらせていただきます。

また、今回は改選後初めての委員会でございますので、夜光副市長よりご挨拶をさせていただきます。

○夜光副市長

改めまして皆様お早うございます。ご紹介頂きました副市長の夜光でございます。本日は皆様お忙しい中、住まいづくり推進委員会にご出席いただきましてありがとうございます。皆様にはまちづくりのために日頃から市政全般に渡りお力添えいただき厚く御礼申し上げます。この委員会ですけれども、茅ヶ崎市は平成32年までゆるやかに人口増加を続けていますが、既に少子高齢化の方は進んでいるという状況でございます。その少子高齢社会の中であって、住まいはどういったことが望ましいのかということはこの委員会で

は議論いただくということになっています。これまでの取り組みといたしましては、この委員会で議論いただきました中で、高齢者が住宅を確保するためにはどうしたらいいかということで、住まいの相談会を開催する、そして、空き家が問題になっておりますけれども、空き家と利活用を希望する非営利団体の方とのマッチングの制度をつくりました。また、そういった課題を提起するためのシンポジウムということも既に開催しております。これからは既に市民の皆様から寄せられたアンケート調査、それから地区でのヒアリング等の結果を踏まえまして、この委員会でさらに議論を深めていただくという作業に入ろうかと思えます。委員の任期 2 年ということで、皆様にはご負担をおかけしますが、お力添えをお願いいたしまして一言ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

委員の皆様におかれましては、2 年間、どうぞよろしく願いいたします。

夜光副市長におきましては、公務がございますので、ここで退席をさせていただきますと存じます。

よろしく願いいたします。

【夜光副市長 退出】

○事務局

[事務局紹介]

次に、委員会の事務局を担当させていただく職員その他本日出席しております職員をご紹介します。

都市部長の大野木でございます。

都市部都市政策課長の後藤でございます。

都市政策課担当主査の石川でございます。

都市政策課副主査の今井でございます。

本日の委員会開催に当たりましては、さきほど申し上げましたとおり、3 名の委員よりご欠席の連絡をいただいております。委員 17 名のところ、現在 14 名のご出席をいただいております。従いまして、茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会規則第 5 条第 2 項の規定を充足し、本日の会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、ただ今から本日の議題に入らせていただきます。なお、本日の会議時間につきましては、概ね 12 時の終了を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

本日の議題につきましては、委員長及び副委員長の選任後、報告（1）平成 28 年度・平成 29 年度の取組について報告しました後に、茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会規則に基づき、「住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項」を諮問させていただきます。今後、委員の皆様が任期が終了するまでの期間で様々な協議をお願い出来ればと考えています。

続いて議題（２）平成３０年度（下半期）以降の取組についてでございます。

多岐に渡りますが、よろしくご審議の程、お願いいたします。

[資料確認]

それでは、お手元の資料につきまして確認をさせていただきます。

最初に、本日の議事を整理させていただきましたので、当日資料としまして次第を差し替えさせていただきます。

続きまして、事前に送付しました資料から確認させていただきます。

資料１「平成２８・平成２９年度の取組について」

資料２「平成３０年度の取組について（案）」

資料３「平成３０年度～平成３１年度のスケジュールについて」

参考資料１「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項について（答申）」

参考資料２「茅ヶ崎市における空き家問題と予防方法」

参考資料３「あなたの空き家大丈夫ですか？」

参考資料４「茅ヶ崎市の空き家対策便り」創刊号と第２号

参考資料５「住まい制度ガイドブック」

参考資料６「茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会規則」となっています。

また、当日資料といたしまして、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項について（諮問）、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの冊子、茅ヶ崎市空家等対策計画の冊子、茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会委員名簿、座席表を机に置かせていただいております。

資料は以上でございます。ご確認いただけましたでしょうか。

ありがとうございます。

○事務局

それでは、最初に、議題(1)「委員長及び副委員長の選任について」でございます。まず、委員長、副委員長が決まるまでの間の座長を決めさせていただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

○青木委員

事務局一任でいかがでしょうか。

○事務局

ただ今、事務局一任というご発言がございました。事務局といたしましては座長については、特に皆様の方から御意見がなければ、林委員に座長をお願いしてはいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局

ありがとうございます。

それでは、林委員に座長をお願いいたします。

座長席にお移り下さるようお願いいたします。

○座長（林委員）

ただ今、座長にご指名をいただきました林でございます。失礼して、着座にて議事を進めさせていただきます。

それでは、委員長及び副委員長が選任されるまでの間、座長を務めさせていただきますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

では、議題(1)「委員長、副委員長の選任」についてでございますが、茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会規則第4条第1項の規定により、委員長、副委員長は、委員のうちから委員の互選により定めることになっております。

この件につきましては、適任者をご推薦いただき、挙手にてご選任いただく方法で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（林委員）

それでは、委員の皆様よりご推薦をいただきたいと存じますが、どなたかご推薦の委員の方はいらっしゃいませんか。

○山本委員

学識経験者である竹内先生を委員長に、加藤先生に副委員長に就任していただければいかがでしょうか。

○座長（林委員）

ほかに、ご推薦の委員はいらっしゃいませんか。

○座長（林委員）

ただ今、委員長に、シビックプランニング研究所の竹内委員、副委員長に、東海大学教授の加藤委員とのご推薦がございましたが、他にご推薦の委員の方はいらっしゃいますか。

無いようでしたら、挙手にて選任をお願いしたいと思いますと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（林委員）

それでは、委員長に竹内委員を選任することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

[各委員の挙手]

○座長（林委員）

それでは委員長に竹内委員を選任したいと思います。

続いて、副委員長に加藤委員を選任することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

[各委員の挙手]

○座長（林委員）

それでは副委員長に加藤委員を選任したいと思います。それでは、座長は新委員長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局

林委員、ありがとうございました。

委員長に竹内委員、副委員長に加藤委員をご選任いただきました。

竹内委員長、加藤副委員長どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、竹内委員長には委員長席へお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただき、その後の進行をお願いいたします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○竹内委員長

前委員会から引き続きとなりますが、改めてよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、進めさせていただきます。最初に、議事録署名人を指名するという手続きがございます。委員会等の長と委員会等の長が指名した委員が署名するということでございます。

本日、会議録に署名をいただく委員1名を指名させていただきます。矢島委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内委員長

それでは、矢島委員に議事録署名人をお願いいたします。

冒頭に事務局から説明がありましてとおり、報告案件が1件終わりましたら、諮問を受けたいと思います。

諮問の後に議題が1件ございますので、効率的な進行をしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、報告（1）平成28・29年度の取組について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

報告1のご説明の前に、本日が委員改選後初めての委員会開催で、新たな委員の方もいらっしゃると思いますので、本委員会の位置づけにつきましてご説明いたします。

参考資料6をご覧ください。

会議の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を規則により定めたものでございます。

第2条の所掌事項といたしまして、本委員会は、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものでございます。

第3条の委員の構成は市民、学識経験を有する者のほか第3条に記載のとおりでございます。

第4条の委員会の委員長及び副委員長は、先ほど委員長が竹内委員長、副委員長が加藤副委員長と決定させていただきました。

また、第5条第2項におきまして、委員会は委員の過半数が出席しなければ開く事ができない。第3項におきまして、委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるしております。

委員会の所掌事務についての主な内容は以上でございます。

また、本委員会の所掌事務でございます「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進」について、「住まいづくりアクションプラン」の目的といたしましては、人口・世帯の減少期を見すえた今後10年間の、住まいや住まい方についての基本的な方向性と施策を定め、快適な住環境の形成をめざすことを目的としております。実施に向けた方策につきましては、将来像を実現するための3つの方針を定め、さらに17の具体的な取組みを位置づけております。

計画期間につきましては、平成26年度を初年度とし、平成35年度までの10年間としており、現在は5年目ということで、中期の締めくくりに入っている段階でございます。

続きまして、報告（1）「平成28・29年度の取り組み」についてご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。「住まいづくり推進委員会」の過去2年間で検討・実施してまいりました取り組みについて、まとめた資料となります。

1ページから4ページまでは、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの施策一覧及びこれまでの主な取組状況を記載しております。表の左側に取組が1から17まであり、その取組に関わる施策が31個ございます。取り組んだ施策の一部をご説明します。

まず、取組1施策1「住まいの相談窓口」の開設につきましては、平成29年1月2

5日に都市政策課の窓口開設しました。

こちらは住まいに関する様々なご相談を「住まいの相談窓口」へ一本化を図りました。協定団体・民間事業者・行政が連携して、いただいた相談に対応しております。相談件数等の詳細につきましては、後ほどご説明します。

続きまして、取組4施策7空き家の適正管理につきましては、平成27年に施行された「空家等の対策に関する特別措置法」に基づき、平成29年4月に「茅ヶ崎市空家等対策計画」を策定し、空き家について総合的な対策を進めております。

空き家発生予防の周知・啓発のため、チラシ「茅ヶ崎市における空き家問題と予防法」、「あなたの空き家大丈夫ですか?」、「茅ヶ崎市の空き家対策便り」を発行しました。参考資料2～4までがそのチラシとなっています。

こちらは市役所各所へ配架するとともに、空き家の適正管理、発生予防及び利活用に向けて意識を高めていただくよう、空家所有者の方へ送付しております。

昨年度は状態の悪い空き家である「特定空家等」に5件指定し、そのうち3件は建物が解体されたことにより解決に至っておりますが、空き家のご相談は増加傾向となっております。

続きまして、取組4施策8では空き家活用方策の検討としまして、平成29年1月25日に「空き家活用等マッチング制度」を開設し、平成30年2月18日に、「空き家利活用シンポジウム」を開催し、空き家の活用について周知を行いました。詳細は後ほどご説明します。

続きまして、取組5施策9では高齢社会での「住まい」のモデル事業につきましては、昨年「住まい・住まい方に関する相談内容アンケート調査を実施し、地区別にヒアリングを実施し、「空き家利活用シンポジウム」開催に繋げました。こちらも詳細は後ほどご説明します。

続きまして3・4ページをご覧ください。

取組11施策22住み替え支援方策につきましては、一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)との連絡体制を構築しました。一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)は、「マイホーム借上げ制度」により、50歳以上の方のマイホームを借上げ、国の基金によるサポートも得て、安定した賃料収入を保証しております。これにより自宅を売却することなく、住み替えや老後の資金として活用することができることを目的としております。

続きまして、5ページをご覧ください。先ほどご説明しました施策1「住まいの相談窓口」の詳細についてご説明します。

平成29年1月の相談窓口開設後、庁内関係課と連携しつつ、関係団体と協定を結び、市民の相談を受け付けております。

平成29年度の相談件数としましては、95件の相談が寄せられ、そのうち18件について協定団体に相談をお繋ぎしました。相談内容の特徴としましては、賃貸住宅から賃貸住宅に住み替える等の居住支援に関する相談が約30%で、60代以上の方からの相談が多くを占めておりました。次いで相続等に関わる権利に関する相談が15%を占

めており、40～50代、60歳以上の方からのご相談が各半数となっています。

また、土地家屋調査士会等に繋ぐなどの相談も増えており、相談に時間を要する案件も増えてきております。なお、今年度上半期時点の相談件数は、86件と大幅に増加しております。

続いて6ページをご覧ください。

住まいの相談窓口の項目別の内訳となっております。

ご覧いただいておりますとおり、居住支援の相談の内訳として、賃貸住宅等の紹介希望が多い状況ですが、様々なご相談を受付けており、都市政策課だけでは解決できないことから、引き続き協定団体のご協力をいただくとともに、庁内関係各課との連携強化を図りながら取り組んでいく必要がございます。

続いて7ページをご覧ください。

施策7空き家の適正管理、施策8空き家利活用方策の検討に関わる空き家等の対策についてご説明いたします。

施策7空き家の適正管理につきましては、先ほどご説明しましたとおり、法に基づき、平成29年4月に「茅ヶ崎市空家等対策計画」を策定し、空き家について総合的な対策を進めております。適正管理されていない空き家につきましては、法に基づき「茅ヶ崎市空家等対策推進協議会」を設置しております。その中で特に状態の悪い空き家について、法に基づく方針について意見いただいております。

施策8空き家活用方策の検討につきましては、平成29年1月25日空き家所有者と空き家を活用したい非営利団体の方をお繋ぎする「空き家活用等マッチング制度」を開設しました。

平成30年3月末現在寄せられた相談は12件、空き家所有者の登録は1件、空き家活用希望者は1件となっており、引き合わせには至っておりません。なお、今年度になってから2件引き合わせを行いました。家賃が折り合わず成約には至りませんでした。

空き家の利活用に向けた取組としましては、平成30年2月18日に、空き家利活用シンポジウムを開催し、空き家活用の取組事例の紹介や、参加者同士による空き家の活用に関する意見交換等を実施しました。

詳細は、参考資料4「茅ヶ崎市の空き家対策便り」第2号に記載されておりますので、ご覧いただけますでしょうか。

このシンポジウムでは「空き家の利活用」をテーマに開催し、参加者50名、聴講50名、計100名に参加いただきました。基調講演を加藤副委員長、パネルディスカッションには後藤委員にお願いし、参加者同士のグループディスカッション及びアンケート調査を行い、参加者の方のご意見や今後あるといい集まり等について確認しました。その中で、「空き家についての取り組みに関する意見交換会や勉強会」に関心を持たれている方が多く、ご意見を踏まえ、今年度は全市民を対象とした勉強会や、地域を限定した勉強会やワークショップにつなげていきたいと考えております。

資料1にお戻りください。

9ページ、10ページをご覧ください。

神奈川県内の各市町村の空き家対策実施状況の一覧となります。本市は、空き家の実態調査を平成27年に実施し、協議会の設置、空家等対策計画の策定、特定空家等判定基準を定めて対策を進めております。一番右側に記載されています空家特措法の第14条に基づく助言又は指導を実施しており、県内ではまだ対応している市町村が少ない状況です。

空家特措法の第14条に基づく助言又は指導とは、状態の悪い空家所有者等に対して法に基づいて「特定空家等」と指定することをいいます。「特定空家等」に指定され、状況が改善されない場合は勧告することとなります。勧告されますと、特例が解除されて固定資産税等が増額されることとなります。それでも改善されない場合は、命令、行政代執行となります。

11ページをご覧ください。施策9高齢社会での「住まい」モデル事業の取り組みにつきましては、相談内容や各地区での空き家の発生状況等について把握し、モデルとなる地区の選定に向けた基礎情報を収集することを目的とした「住まい・住まい方に関する相談内容アンケート調査」を、地区ボランティアセンターのボランティア、民生委員児童委員、子育て支援センター相談員、地域包括支援センターのケアマネージャーを対象に行いました。

アンケート調査の結果を受けて、特に問題のある空き家が多い地区を対象としてヒアリングを実施し、活用可能な空き家等の有無、地域コミュニティ活動の活発性等から、東海岸北1丁目、南湖下町、松風台をモデル地区として抽出しました。ヒアリングした結果、高齢化が進行している地区が多い一方、敷地分割等でファミリー層が多数転入している地区があること、空き家が増加傾向にあり、問題のある空き家も少ないこと、空き家の利活用ニーズが多いこと、一部では若い世代が活発に活動している地区もあることが分かっております。

アンケート調査及びヒアリングにより分かったことを基に、先ほどご説明しました「空きや利活用シンポジウム」を開催することとなりました。

12ページをご覧ください。

下段に図がございますが、先ほど報告いたしましたアンケート調査、地区別ヒアリング、空き家利活用シンポジウムを実施し、得た情報等を基に、今年度は全市民を対象とした勉強会、モデル地区を対象とした勉強会とワークショップの実施を検討しております。詳細につきましては、次の議題でご説明いたします。

13ページをご覧ください。施策13、施策14、施策15、施策30に関連した茅ヶ崎市の地域特性を活かした茅ヶ崎らしい住まいのあり方につきまして、ご説明いたします。

国や県が推進している長期優良住宅の認定制度などの既存の住宅性能表示制度について、概要をまとめた資料等を市民に対して周知を行いました。

また、他自治体等の事例の研究を行い、「湘南茅ヶ崎の住まい」のブランド化を検討する中で、住まいづくり推進委員会より市外の人などの意見から茅ヶ崎らしさを見いだすことや、需要者と対話しながら進めることの必要性をご提案いただきました。

14ページをご覧ください。

施策11、施策12に関わる公的賃貸住宅のあり方について取組状況をお伝えします。建築課で平成25年3月に策定しました「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」において、平成32年度までに追加管理戸数を84戸、合計で534戸を目標としており、平成25年度に西久保地区に20戸、平成27年度にURと連携して浜見平団地に20戸の借上型市営住宅を供給し、残り目標管理戸数は44戸となっております。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正されましたので、公的賃貸住宅だけではありませんが、今後のセーフティネットとしての役割について検討する必要があります。

15ページでは、茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画についての概要を記載しております。同計画では、基本方針1では、ストックの長期有効活用と将来の人口と世帯動向を踏まえた供給について、基本方針2では住宅セーフティネット機能の強化、基本方針3では、公平性・透明性のさらなる確保について掲げており、それぞれの基本方針を推進するための施策や主な取り組みを記載しております。

報告（1）の説明は以上でございます。

○竹内委員長

ただいま報告（1）の説明がございました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○石井委員

資料1の5ページの真ん中に、住まいに関する相談について95件の相談が寄せられて、18件については協定団体につないだということですが、残りの77件は、都市政策課の対応で十分満足いただいたと考えてよろしいのでしょうか。

○事務局

残りの件数につきましては、都市政策課及び庁内関係各課の連携とともに、必要に応じて、例えば市外の地域包括支援センターへこちらからご連絡をするといった連携を図りながら取り組んでまいりました。

○石井委員

ありがとうございました。協定団体に橋渡しをした案件、18件の結果については、協定団体のから報告を受けることはあるのですか。

○事務局

協定団体をお願いをした案件につきましては、その後の状況につきまして、できる限り、結果についてご連絡をいただいているところでございます。

○石井委員

ありがとうございました。

○矢島委員

1 ページの取組3の4と取組5の10にありますアドバイザー派遣について、試行期間というところで、大体どういう試行を事務局のほうで進めているのか、お伺いをしたいと思います。

○事務局

次の議題の中にアドバイザーの派遣について協議をさせていただくという状況になっておりますので、まだ試行というところまで至っていないのが現状でございます。

○竹内委員長

最初のご質問は「住まいの相談」についてです。相談件数や相談内容の特徴などを整理していただきましたが、寄せられた相談に十分応えられたのか、問題が解決したのか、という相談者側の視点で整理していただくと、より分かりやすくなると思います。

例えば、6 ページに、相談として一番多い「賃貸住宅等の紹介希望」については、どの程度相談者の希望に応えることができたのか、今後の対応を検討する上でも大事な資料になります。一般には、高齢者等の民間アパートの住み替えが容易でないこと、公的賃貸住宅が不足していることなどが指摘され、これに対して、民間アパート入居斡旋の仕組みや、新たに制度化された改正住宅セーフティネット法による民間賃貸住宅の活用といった課題が提起されています。こうした問題の検討につなげていくためにも、相談内容と対応結果の評価について、今後も取り上げていただけて十分議論していく必要があると思います。

○入原委員

6 ページの居住支援のところ、都市政策課のほうから協定団体ということで、かながわ住まいまちづくり協会につながるケースが何件かありますので、補足説明ということで報告させていただきますと、一番多いのが民間賃貸住宅の紹介希望と、不動産店を知りたいという相談が率としては多いです。よくよく話を聞いてみますと、お部屋探しをする条件にまだ至らない。例えば、初期費用が整っていないとか、保証人さんの根回しができていないといった方も多くいらっしゃいまして、そんな中でも、こちらで把握している高齢者等の入居を拒まない、かながわあんしん賃貸支援事業に登録されている不動産店をご紹介します、そこから無事、部屋を借りることができましたという方も何人かいらっしゃいましたし、あとは、そういったお部屋探しの条件というのをここで改めて整理をして、不動産屋さんに行く前に自分が何をしなければいけないのかというところを、まず知っていただくというきっかけづくりにはなっているのかなという印象を受けております。

○竹内委員長

ありがとうございます。

もう1つの質問は「アドバイザー派遣」についてです。今年度の主要なテーマになっていますので、今後、制度化に向けた議論を進めることになると思います。

○事務局

アドバイザーにつきましては、一部アドバイザーについては、既存で実施しているものもございます。アドバイザーもこちらに記載のとおり、マンションのアドバイザーですとかアパート改善建て替えのアドバイザーですとか、様々なアドバイザーがございしますので、このあり方を一緒にご協議させていただきながら、次の議題のお話しになりますが、茅ヶ崎らしいアドバイザーのあり方、既存のアドバイザーと一本化を図るなど、いろいろあろうと思いますので、ご協議をお願いできればと思っています。

○竹内委員長

ありがとうございます。他にいかがですか。

○松本委員

資料の3・4ページを見ていただきますと、取り組み11や取り組み14の28は、住み替えや空き家が出て心配している一方で、これに対応するためにどのようなことを実施していくか考えておく必要があると思います。ただし、表を見ますといきなり平成32年から実施になっているのですが、この辺は今年、来年でどのように実施していくのか、お考えを伺いたいと思います。

○事務局

こちらの記載につきましては、「住まいづくりアクションプラン」の記載のとおり載せているところがございます。今、ご指摘いただきました取り組み11の施策22、住み替え支援方策につきましては、中期のところまで何も矢印がないという状況になっております。右側に記載されております「一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）との連絡体制を構築」といったところですか、長期的に、徐々に取り組んでいかなければいけない問題だと思いますので、矢印はございませんけれども、事務局としては引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えています。

○竹内委員長

議論の対象にはするということですね。よろしいでしょうか。

○松本委員

いきなり何か答えが出る話ではないので、徐々にやっていかないといけないと思いま

す。また、こういうものを理解していただく環境づくりみたいなこともありますので、平成32年になる前に、この2年間で準備を考えていけないテーマだと思います。

○竹内委員長

事務局にお聞きしますが、住まいの相談の中で、ここでいう住み替えの相談というのがありますか。

○事務局

住み替えの、何をもって住み替えなのかというところになるかと思いますが、賃貸住宅から賃貸住宅も住み替えと言えば住み替えになると思いますが、こちらの施策の住み替えの認識としましては、ライフステージの変化ですとか、世帯人員の増減がこちらに記載がありまして、例えば、茅ヶ崎でいうと、北部に自然に恵まれた広い家があって、子育て世代が子育てが終わって、そこは単身の高齢者の方だけだと広過ぎるということで、駅近の少し便利なマンションに住みたいといったようなことを想定しております。その逆もしかりかと思えます。不動産屋にもヒアリングをしているところではありますが、なかなか相談件数自体がまだない、駅近にほどよい広さのほどよい価格の物件が少ないと聞いております。事務局のほうには住まいの相談窓口等を通して、住み替え支援の相談はほぼない状況になっております。

○竹内委員長

高齢持家層に限定しても、例えば、元気な高齢者の方と介護等が必要な高齢者の方の事情は違いますし、介護といっても、軽介護か重介護かによって、施設への住み替えといった問題とも関わってきます。高齢者の住み替え支援の問題は、ケースによって福祉系と住宅系とが一緒になって議論しないとなかなか解けない領域でもありますので、ぜひ広げた形で連携の仕組みを検討していただきたい。

また、元気な高齢者の方は一般には大体8割ぐらいと言われていますが、あとの2割は、何らかの形で介護が必要となります。そしてその基本は「在宅」とされており、地域内で住み続けられるようなサポートをできるだけ充実させていくという方向も打ち出されているところです。ですので、駅近への住み替えの話だけではなく、それぞれの地域内で、例えば、住宅と施設の中間的なサービス付き住宅への住み替えなども含めて、個々のニーズに応じていくことも必要です。そうした相談は、たぶん福祉系窓口の方に集まりやすいと思いますが、情報の共有を第一歩に、環境づくりを着実に進めていただきたいと思えます。

○事務局

委員長が言われました内容、庁内の関係課と横断的に、定期的に会議を行っております。そういった情報も踏まえて、福祉部局とは意見交換をしているところでございま

す。

介護、もしくは高齢者へのサポートというところで、通所なのか、訪問診療なのかというところの制度をどうやってサポートしていくかというところも十分絡んでくるかと思しますので、そういった点も含めて福祉部局とは密に連携をとった中で、福祉部局で相談を受けている案件がございますが、特に住宅と絡んでいる案件は今のところないようですけれども、今後、また出てくるかと思しますので、引き続き、連携をとって対応していきたいと考えております。

○山本委員

空き家等の問題を考えたときに、アンケート結果を見て、相続のときに空き家になっているとか、いろいろアンケート結果が出ていますが、ぜひデータのストックをしていき、最終的にはモデル的にどういう条件がそろると、この建物なり、その方は空き家になりそうだという、ある程度、予測ができるような仕組みをつくるためのデータストック、これはなかなか一般にはないので、せっかく情報を市民の方からも得ているし、毎年、続けているわけですから、原因追及をしてはどうでしょうか。住み替えもそうですが、ただ住み替えがありましたではなく、こういう条件で住み替えが発生して、こういう条件がそろるとどうも住み替えが発生するようだ。そういう条件にかなうのは市民どの位なのか、空き家の問題がまずスタートだと思いますが、そういうデータ整理し、データストックをつくっていき、将来の茅ヶ崎市に発生し得る量や地域などを予測できるものに少しでもなるといいなと感じました。

○事務局

住まいの相談窓口におきまして、昨年度95件、今年度、既に100件を超えているご相談をいただいております。その中で、空き家の関係ですとか、先ほどお話しいただきました高齢者の方、障害者の方が、住まいとして今後どうしていくのかというところで、いろいろ事例が積み上がってきている状況でございます。そういったものを蓄積しまして、今、委員がおっしゃっていただいた形で分析できるよう、まずはストックをしっかりと分類していくところから進めていきたいと思っております。

○竹内委員長

事務局の今のお話は、相談事例の蓄積・分析を通して今後につなげたいということですが、それに加えて、空き家データの蓄積・分析を通して将来予測とその対策につなげていく視点が必要ではないか、というのが山本委員のご意見であったように思います。

1つは、空き家データのストック化についてです。これまでの議論では、基本方向として各地域でデータを整理・更新していく仕組みづくりが1つの課題とされてきました。そして民生委員の方などをお願いして、アンケートが実施され、確か回収率は5割ほどだったと思いますが、それを毎年1回ぐらい定期に行うと、相当有効なデータが得られることも分かってきました。これをベースに、消防関係のデータや建築関係の現地情報

も加え、当面は行政内部の資料になるかもしれませんが、着実に積み上げて行くことが将来的には大きな力になるだろうということでした。

もう1つ、空き家問題への対応はそもそもの議論もごさいます。戦後の住宅供給促進策の一環で、住宅敷地を優遇する固定資産税の特例措置が設けられましたが、空き家化が進み始めた現在も税制の仕組み自体は変わらないという制度疲労を抱えたままです。そうした中で、一歩でも前に進む取り組みを考えていこうというテーマですから、可能な取り組みを着実に積み上げること、中長期の視点を強く意識して取り組むことなどが、山本委員の指摘を含めて、大事なポイントのように思います。

○事務局

空き家の実態調査につきましては、平成27年度に実施しまして、現状、データベースとして整理をしているところでございます。その後、地域の方からの苦情ですとか、空き家を発見したという情報をもとに空き家を登録するとともに、解体された物件については、できる限りデータベースから削除する形で努力はしていますが、なかなか全ての物件について、データベースからの削除ができていないのが現状です。

今、委員からご指摘をいただいているところについて、データの整理がどこまでできるかといったところ、また、先ほど民生委員の方のお力というところではありますが、民生委員の方もかなりお忙しいというところもございますので、民生委員児童委員協議会の皆様とのお話の中で、もしご協力いただけるようであればということになってくるかなと思っております。

○竹内委員長

青木委員、いかがでしょうか。

○青木委員

アンケートのときにもお話ししましたが、データがどのように使われるのかということがわからなくて、ただアンケートに答えてくださいということだったのです。もう少し前提とか、こういうデータが欲しいということであれば、皆さん協力していただけるということで、最初にもう少しアピールしていただきたいと思います。

また、データの蓄積で、私も同感ですが、我々が訪問したときに、いろいろ病気とか介護の情報ももらっていますが、一番多いのは、茅ヶ崎に住んで、子供が生まれ、家が狭いので市外に引っ越す。そうすると、今度高齢の親が残って、そこで介護になりますと、息子さんが面倒を見切れないので、息子さんの家に引っ越そうとか、近くに行こうというところが空き家になる原因が一番多いのかなと思っております。

そこで、息子さんが市外から、親の面倒を見るのですが、他に何か手がないのか、そういう相談窓口とかがあれば、そこで一旦相談していただいて、ワンクッション置いて親を引き取るとか、市内の介護施設があるのであれば介護施設へどうぞですとか、市に相談していただければ、市でもデータは蓄積できるかなと思っております。

民生委員の個々にはデータを持っていますが、個人情報保護の件もありますので、公表できないこともあります。民生委員の任期が1期3年で、来年11月末に任期が到来します。その時に第2回のアンケート調査を依頼いただけると良いタイミングではないかと思えます。

○事務局

昨年度、民生委員の皆様を対象としましてアンケート、それから、実際に空き家が地域においてどこにありますかというご質問をさせていただいたところでございます。アンケートにつきましては、結果を後日回答させていただきましたけれども、実際の空き家のデータはいただいたままとなっております。個人情報がありますので、回答するわけにもいかないというところで、なかなかご理解いただきづらかったのかなというところは素直に反省しているところでございます。

趣旨といたしましては、空き家対策というところで、少しでも管理不全の空き家を防止したい、もしくは、発生予防に何らかの寄与していきたいということで、アンケート、それから、空き家の情報の提供をお願いしますという趣旨で説明させていただいたところでございますが、その辺、説明不足の点もございましたので、また次回、お願いするときは、もう少し説明の仕方について、気をつけてまいります

いずれにいたしましても、地域の実情は民生委員の方が一番よくご存じかと思えます。丁寧にご説明した中で、今後とも、ご協力いただけるようにしていきたいと考えております。

○竹内委員長

民生委員の方が、個々家庭の事情でいろいろ相談を受けられて、対応できる部分は対応されているということですが、住まいの問題に絡む相談となると、なかなか踏み込めないことが多いというのが現状のように思います。民生委員の方を含めて、市に相談できるようなルートを、住まいの相談窓口プラスして今後検討されるアドバイザー派遣による支援の中で考えていくべきテーマともいえます。

○加藤副委員長

空き家データのストックについて、茅ヶ崎市では、地区ごとにまちぢから協議会をつくっており、それにすごく期待をしています。

空き家問題は、数箇月で状態が変わっていくということを、他の地域で見ているので、民生委員の方はもちろんですが、自治会や町内会の班単位で、常時見守っていく、それぐらいの体制でないと、発生予防はもちろんですが、どんな住まい方を皆さんされていて、どんなことに困っているかということ、地域で把握していかないと、それこそ行政の窓口につながらないような気がします。セーフティネットと言うのでしょうか、地域でそういう網をかぶせていくのが非常に現実的かと思っております。時間はかかりますが、茅ヶ崎市の場合は、まちぢから協議会のような制度をつくってやっているわけ

ですので、期待したいと思っています。それがデータベース化されていけば、どんなことにも活用できるかと思っています。

○竹内委員長

民生委員の方のレベルと町会を基本とした連合町会、まちぢから協議会のレベルまで、情報をどう共有できるかという問題ともいえそうです。

○新倉委員

空き家の問題を空き家の問題だけで考えていいのかという気がします。つまり、現実にある空き家というのは、どこが空き家になっているかというのは見ればわかる。問題なのは、潜在的に、もう数年たてば空き家になるだろうというところが、当然、地域は分かっているはずだし、民生委員も分かっています。これを個人情報だと言って公開しないでもいいのかどうか。例えば高齢者の実態調査を実施しています。高齢者だけで住んでいる世帯もわかっています。その次の予備軍も実はわかっています。私、本宿町ですが、向こう三軒両隣、ほとんどお子さんが40、50歳になっても結婚しない。従って子どもがいない。高齢世帯で、生きているうちは、多分、問題ないです。でも、いずれ亡くなりますから、そうなったときに子どもはどうするかというと、今起きている現象は、空き家になって、数年経過すると、家屋敷を売り、自分はマンションに入る。いなくなった屋敷には、少ないところで10軒、多いところは20軒くらい急速に増えています。これは実は単なる空き家問題ではなくて、防災上も大問題となっています。

今起きている現象は、とにかく行き止まりの道路ができて、小さい3階建ての住宅地がどんどん建ち、その間に昭和30年代から40年代の初めにできた木造平屋の貸家が、今みんな老朽化しています。屋根は瓦ですから、強い台風が来たり地震があつたりしたら、まず軒並み倒れるし、火災も当然発生する。現実には、これは目の前で起きています。私の家のすぐ裏にも、5軒の貸家が空いています。潰すお金は多分あるのだと思うのですが、後々の税金のことを考えると、建ったままになっている。こういうところが、かなり市内に点在しています。問題は、それをどうしたいのかというのが、よく分からない。

住環境と住んでいる人のそれぞれのつながりをどうしていくのか。そこに民生委員さんが持っている、活用できる個人情報を活かしていくためにどうしたらいいのかという議論をできればしていただきたい。

まちぢから協議会という組織ができ、格好は非常に民主的な良い組織ですが、中身をつくっていくのはこれからだと私は思っています。

○事務局

例えば、空き家となっている家が、解体されて、更地になって、売却されて、その時点では、空き家の対策としては、そこで完結するわけですが、ただ、まちづくりの観点から、その後、その敷地が細分化されて、小さい家がたくさん建ってしまうこと自体が

まちづくりの上でどうなのだという話がございます。空き家対策のみならず、そういった部分、これもあわせて地域としては当然考えなければいけない問題だと思っております。空家等対策の推進に関する特別措置法に関する事、もしくは住宅政策を考える上で、例えば、その地域での約束事、都市計画など、ルールをあらかじめ考えておく必要があるのではないかという情報提供、アドバイス等もさせていただければと感じております。

また、空き家の個人情報の問題ですが、確かにこういったところにこんな空き家があるというところを、むやみに情報をお出しすることはできないところもございます。所有者から、公開してもいいよというような同意が取り付けることができ、どれだけ公開できるのかというようなところもあろうかと思っておりますので、これは今後、所有者の方との話し合いの中で、どれだけ情報が出せるのかというようなところは、ケース・バイ・ケースかと思っておりますけれども、出せる場所があったら出せるのかなといったところがございます。

それから、資料の中に参考資料4がございます。「茅ヶ崎市の空き家対策便り」というものを今回用意させていただきましたけれども、これを1枚めくっていただきますと、「地域での空き家等の見守り事例のご紹介」というものが書いてございます。これは市内の室田地区で、空き家問題への取り組みというところで、地域はどんなふうに取り組んでいるかという事例を出しております。これは出先機関で配架したり、ホームページでも公開しているところがございますが、特に名前等は伏せておりますけれども、地区の中にこれだけ空き家が点在しているというようなところ、それで、その空き家のレベル、それから状況について地域の方がまとめたものを出しているというような事例がございました。地域でこういうことをやっている事例もあるということで、ぜひ、地域の方が、これを発信していただきたいというご意向がございましたので、今回こういった空き家対策便りという形で発信をしたところでございます。参考にしていただければと思っております。

○竹内委員長

加藤委員の提案は、空き家データ、あるいは空き家対策というものを切り口にして、もう少しまちぢから協議会のレベルで展開していったらどうかという提案ですね。

○加藤委員

そういうことです。

○竹内委員長

新倉委員のご意見は、空き家問題はそれだけの問題ではなく、防災上や住環境、福祉等、いろいろな側面と密接に関わっていること、地域展開として一步踏み込む切り口がなかなか見つけにくいことなど、率直な感想を含めてお話いただきました。

また、地域といっても、地区レベルなのか、まちぢから協議会レベルなのかというこ

とも、それぞれの地域で活動していく上で議論がありそうです。

いろいろご質問あるかと思いますが、次に移らせていただきます。

議題（２）に入る前に、事務局より冒頭資料説明がありました。当日資料の「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項について」の諮問でございます。前委員会も２年前に市長からの諮問を受け、参考資料１を市長へ答申しました。本委員会でも、この諮問を受けて、今後２年間も引き続きアクションプランの推進、施策の実施について議論し、それを答申という形でまとめていきたいと思っています。

それでは次の、議題（２）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議題（２）のうち、平成３０年度（下半期）の取り組みについてご説明します。下半期の取り組みについてご意見をいただいた後に、今年度以降の取り組みについてご説明させていただきます。

資料２の１ページをご覧ください。

本日お配りしております参考資料１「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに基づく施策の推進に関する事項について（答申）」を踏まえ、次の５点について、「茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会」で今後の方向性について協議いただきたいと考えております。

１点目は高齢社会での「住まい」モデル事業の展開、２点目はアドバイザー派遣について、３点目は公的賃貸住宅の今後のあり方について、４点目は居住支援のあり方について、５点目は湘南茅ヶ崎の住まいブランドについてです。平成３０年度の取組と記載しておりますが、一部は平成３０年度に取り組み内容を記載しており、一部は取り組み内容を協議・検討いただく内容も記載しております。この委員会にてご意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、２ページをご覧ください。

まず１点目の高齢社会での「住まい」モデル事業の展開につきましては、先ほど報告しました平成２９年度の取り組みである、アンケート調査、地区別のヒアリング、空き家利活用シンポジウムから、平成３０年度の施策への継承、さらに平成３１年度以降までの展開について表現しております。

昨年度の住まいづくり推進委員会におきましても、今年２月に実施しました空き家の利活用シンポジウムの第２弾、第３弾をしていかないと興味が薄れてしまうこと、定期的集まる場を設ければ、活動の輪はつながるようになり、行政の手を借なくても市民が自発的につながり解決に向けた活動が広まっていく等のご意見をいただき、上半期は地域の方や関係者の方と調整を進めてまいりました。

今年度は、昨年度までの取り組みから全市民を対象とした勉強会の開催と地域を限定したワークショップの開催を考えております。これらを通じて、地域のキーマン発掘をしていきたいと考えております。

勉強会及びワークショップについては、この後詳細をご説明します。

3ページをご覧ください。

まず全市民を対象としました勉強会の企画案を記載しております。自身の残りの人生を、今後とも茅ヶ崎市でやすらぎ、住み続けていくにあたり、自分が老後に住む家のことを考える契機とすること、子世代等も茅ヶ崎市で住み続けられるよう、不動産の引き継ぎ方について、ヒントが得られるような内容とすること等を目的としています。今回の勉強会は、「終活」と絡めて「住まい」のことについて考えていただくことにより、空き家の発生予防にも繋げていきたいと考えております。

本市では今年度より市民課へ死亡届を提出された方に「住まいの相談窓口」へお立ち寄りいただくことをご案内しておりますが、相続後の空き家について、ご家族で事前に何も話をしていない方が多く、今回の勉強会のテーマにしようと考えました。

実施日時は、平成31年2月17日午後を予定しております。参加費用は無料で考えております。

セミナーの流れとしましては、基調講演で「終活」全般のことを「住まい」に関連付けて話をさせていただく予定です。老後に住む家のこと、不動産の引き継ぎ方について考えるきっかけを作り、その後のミニセミナーでは、テーマ別にブースを設置し、参加者が興味のあるコマを聴講し、基礎知識を得ていただく機会とすることを考えております。

4ページをご覧ください。

プログラム案を記載しております。基調講演は、一般社団法人就活カウンセラー協会代表理事である武藤頼胡氏に依頼しております。武藤氏の略歴については、ページ下段をご覧ください。

5ページをご覧ください。

ミニセミナーについてご説明します。

1回のミニセミナーは質疑応答を含めて25分程度とし、各回20名から30名程度を想定しております。

人数が限られることから、事前予約とし、座席に余裕があれば当日受付もしたいと考えております。

ブース1では不動産を処分・活用しながら、利便性の良い場所に住み替えることをテーマとし、ブース2では今ある持ち家に住み続けることをテーマとする予定です。

ブース出展者は最終確定しておりませんが、ブース1では、税務面のアドバイスについて税理士の方から、「住まいの相談窓口」にご相談をいただく機会が増えております。家財整理について協定団体等から講師を選定しているところです。

ブース2につきましては、保有する不動産を担保にして生活資金等を確保する「リバースモーゲージ」については住宅金融支援機構から、資産の管理と活用のため成年後見制度や家族信託等の制度については司法書士の方から講師を派遣いただくことを予定しております。また、都市政策課もミニセミナー全体の内容を踏まえ、内容が重複しないようなテーマで実施したいと考えております。

ミニセミナーでは、参加者の方が知識を得られることを目的としております。

6ページをご覧ください。

周知方法とレイアウトを記載しております。周知方法は幅広く実施することとし、レイアウトにつきましては基調講演と参加いただいている団体の資料等の展示ブースにしたいと考えております。

続いて7ページをご覧ください。

地域を限定した勉強会とワークショップの概要を説明いたします。

住まいの課題について、気になっていること等を話し合い、個人・地域として課題を解決するために必要なこと、手段・手法を話し合い、これまでと違った視点から取組みを検討・実行してもらうことを目的としています。

実施時期は、平成30年11月～平成31年2月までの間で2回程度を予定しております。この間に勉強会とワークショップの開催を予定しており、1回につき3時間程度を考えております。また、対象は松風台自治会を予定しております。

松風台自治会は、昨年度のアンケート調査、ヒアリングの実施を踏まえ選ばれた3つのモデル地区の1地区と選定しており、本市の人口が大幅に増加しました昭和40年代に宅地分譲され、本市の他の地域にも同様の宅地分譲された地区があることから、来年度以降に今回のワークショップで取り組んだことを展開できるのではないかと考え、松風台自治会を対象としました。

プログラム案をご説明する前に、松風台自治会の地域特性を確認いただいたほうがイメージしやすいと思いますので、9ページをご覧ください。

(1) 世帯数・人口について、この10年で65歳以上人口が102人増え、15～64歳の人口は213人減ったことにより、高齢化率は48.73%と10%増加しております。

(3) は松風台の特徴と自治会役員の方と「まちづくり運営委員会」の方にヒアリングした結果を記載しております。

松風台は昭和49年に東急ニュータウン茅ヶ崎松風台として宅地分譲されました。

その後、敷地分割により住宅が建築される等、これまでの住環境が維持できない事態が発生したことにより平成24年に住民協定を制定しました。

平成29年には、これまでの活動が評価され、国土交通省より「住まいまちなみ賞」を受賞しております。

住環境の維持については、自治会内に「まちづくり運営委員会」が組織されており、新たに住宅が建設される際には住民協定に定められた基準に適合しているか確認し、また、年2回空き家・空き地の調査を実施するなどの取り組みをされています。

自治会としては、自治会館建替え時は、空き家を仮の自治会館として活用した経緯もあります。

今年度本市では75歳以上の方で在宅の方を対象とした「在宅高齢者実態調査」を民生委員・児童委員の皆さまのご協力をいただき、実施しております。松風台にあります570戸のうち60戸が75歳以上の単身世帯であることが今回の調査で判明しており、空き家予備軍となる物件が多数存在していることが懸念されています。

若い世代も転入してきているようですが、若い世代へのまちづくりに関する活動の継

承については課題を抱えています。

自治会長へお聞きしたところ、ほとんどサラリーマンだった方がお住まいであり、これまでは自分たちの親世代が住んでいる所がふるさとでしたが、今後は松風台をふるさととしてもらうために、様々なイベントを実施しているとのことでした。

これらの地域特性を踏まえ、プログラム案をご説明します。7ページにお戻りください。

今後自治会と詳細を詰めて最終決定となりますが、1回目は、学識経験者による基調講演、都市政策課や自治会からの情報提供、グループワーク等を予定しております。

第1回は地域住民の方が主体的に取り組んだことで住環境が維持されていることを「まちづくり運営委員会」の方から地域住民の方へお話しいただきたいと考えております。

また、⑤のワークショップの中では、最初から住環境の話に焦点を当てますと、住環境の維持に必要な地域コミュニティの話などに発展しない可能性もあることから、少し広いテーマで実施していきたいと考えております。

続いて8ページをご覧ください。

2回目は、1回目を踏まえて、グループワークを行う予定です。②まちを歩いてみようとありますが、参加いただく方の年齢層や在住歴等を考慮し、第1回目の様子をみながら自治会の方と詳細を詰めるなかで必要かどうか判断したいと考えております。

③のワークショップの中では、1回目のワークショップを踏まえ、先ほど自治会役員やまちづくり運営委員会の方へのヒアリングから把握した、今後の住環境維持の担い手や空き家・空き地の発生予防等についてテーマを設けて話をしていきたいと考えております。

平成30年度下半期に実施したい事業についての説明は以上となります。

○竹内委員長

ただいま議題(2)のうち、平成30年度下半期の取り組みについて説明がありました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○羽太委員

勉強会の全市版でミニセミナーを予定されておりますが、ここでは個別の相談を受けないということでしょうか。

○事務局

こちらのミニセミナーにつきましては、個別の相談を受けないということと考えております。

ただ、6ページのレイアウトをご覧くださいますと、今、周りに展示ブースという形で記載しておりますが、かなりスペースがございますので、例えば、真ん中に机を置いて個別の相談会をするですとか、ご出席いただいている団体様のご協力をいただけるよ

うでしたら、個別の相談会も検討して参りたいと思っております。

○羽太委員

個別の相談会をこの中でやると、あまり込み入った話はできないかと思っておりますので、そこをうまくつなげる、例えば、住まいの相談窓口にご相談くださいとか、ここでの悩みをうまくつなげてあげるようなことにするといいかと思っております。

○竹内委員長

前回実施したシンポジウムでも、いろいろ課題が出て、中には今すぐ取り組みたいという積極的な意見もありましたが、それをどうフォローしたかが気になっています。具体的な提案もされていましたが、それをアドバイザーや専門家の方と一緒に議論しながら進めていける機会があったのではないかという感想を持っています。

○事務局

今年の2月に空き家利活用のシンポジウムを開催いたしました。その後のフォローの体制というのは、今、ご指摘いただいたとおり、はっきりと見えるような形でのフォローというのがなかなかできていないのが現状かと思っております。

ただ一方で、空き家マッチング制度のご相談の中には、そのシンポジウムにご参加いただいた方から問い合わせ等がございましたので、もう少しこちらのほうからしっかりフォローする必要があるかなと思っておりますので、先ほど羽太委員からご指摘いただきましたとおり、この後にどのようにつなげていくかといったところを意識して、勉強会の開催について取り組んでまいりたいと思っております。

○竹内委員長

地域版では11月から2月の間に2回開催ということで、プログラムが示されていますが、補足すべき留意点など、ございますか。

○事務局

参加者の方の募集につきましては、空き家の所有者の方ですとか、我々のほうで、住まい相談窓口にご相談いただいている方ですとか、それで解決に至っていないといったような方について、個別に勉強会、全市版にはなりますけれども、ご案内を差し上げたいと思っております。

あと、地域版につきましては、松風台というところで住民協定ができている中で、比較的うまく回っているところに対してのワークショップということになりますけれども、課題を抱えた中で住民協定を設定して、今、何とか回しているという状況ではございます。自治会の方にお伺いすると、ほかの自治会役員以外の方の意識というところとしては、今の住環境がある程度当たり前の環境になっているというようなところの認識をお持ちのようですので、極力自治会以外の市民の皆様にもご出席いただく中で、地域の課

題解決の一助になればというふうに考えております。

○竹内委員長

全市版では、相続問題を中心としながら、不動産のあり方を議論していこうというテーマになっていますけれども、山本委員、いかがですか。

○山本委員

セミナーをやるときに大事なのは、どういう人に来てもらいたいのか。同じ団地の方でも問題意識を持っている人は多分来てくれます。そういう問題意識の高い人は来るけど、現時点であまり持っておられない人をどうやって呼び込むか、これが大きな成功のもとではないかと思います。そういう何か呼びかけができるといいなと思っています。

○加藤委員

このセミナーの内容は非常によろしいといいますか、私も聞きたいぐらいの内容だと思っています。これが2月開催で、地域版のほうは早くて11月となっています。松風台は高齢化率が約50%ですので、まさに今後の資産をどうするかということ、皆さん、悩んでいらっしゃる。ただ、まだ問題は起こっていない。住民協定も充実しているし、賞をもらっているしということで、非常に充実感があるようですが、今後が少し心配です。そういう意味では、松風台にいらっしゃる方々が、この全市的なセミナーのほうにつながっていくというストーリーになっていると、非常によろしいのではないかなと思いました。この地域版と全市版がつながっていると、非常に効果的ではないかなと思います。

○鈴木委員

子ども世代でも茅ヶ崎に住み続けたいというのは、海岸のほうに住んでいる人は、みなさん思っています。茅ヶ崎が好きで住んでいます。ただし、親が死にますと相続税が発生します。兄弟3人いると、3人で分けたから、どうしても家を売らないと相続税が払えないということで、みんな家を売ることが、今、どんどん発生しております。海岸のほうには170棟ぐらいの空き家があります。100m²規制というのがありまして、100m²以下細分化してはいけないということもありまして、150m²以上は非常に売りにくくなっており、そうすると、いつまでたっても売れないで空き家になっているというのも現状です。だから、相続税対策と非常に関連があるのではと思っています。

○竹内委員長

不動産問題に強い関心のある方は、ご自分の周りで、信頼のおける相談者がおられ、それなりに対応している場合が多いように思います。関心があっても例えば、親御さんの介護が大変で機会がないとか、差し迫った問題ではない元気な高齢者やそのお子さん

とか、ワークショップやシンポジウムに参加していただきたい人たちに届かないのがこの種の企画で歯がゆいところです。呼びかけ方はもちろん、フォロー体制を考えたり、専門家に上手くつなげたり、大事なテーマですので工夫してください

○事務局

勉強会（全市版）ということで、今回、こういうテーマで設定させていただきましたところでございます。本年2月18日に行いました空き家利活用シンポジウムを開催した中で、さまざまご意見をいただいたところでございますが、この中で専門分野の知識の底上げをしてもらえないかと。空き家問題、その他住宅問題、なかなか難しい問題があるので、知識の底上げ、勉強会等を積極的に行ってほしいというようなご意見が、やはりその中でございました。

これを受けるような形で、今年度に入りまして、自治会単位で勉強会等を行っているところでございますが、今回、全市版の勉強会ということで、セミナー、主には相続の関係のセミナーを考えてございますけれども、決してこれで、セミナーをやったから終わりであるとは思っておりません。むしろ、このセミナーを開催する中で、さまざまなお話が出ようかと思っております。その中で、また深掘りをするような勉強会を、地域もしくは何名かグループでやりませんかというような追加のアナウンスができれば、それで深掘りするような勉強会が追加でできるようなことがあれば、それは知識の向上になるということも考えてございます。

ここでは書かれてございませんが、今年度になりまして、地域の空き家対策についての勉強会、それからこれからの住まいについての勉強会等も行ってきました。

それから、今1つ話題となっておりますのが、テラスハウスの空き室で悩んでいる地域があるというようなところもございまして、どのようなネタを用意しようかなと考えておるところですが、地域の方と意見交換をしてみようと考えているところでございます。地域単位で今後についても少し知識の底上げをするような努力を今年度してございまして、その1つのきっかけづくりがセミナーだというふうに捉えております。

○竹内委員長

ありがとうございます。

下半期の取り組みについて、大体ご理解いただいたかと思えます。それでは次に、議題（2）のうち、平成30年度（下半期）以降の取り組みについて事務局から説明をお願いします。

○事務局

平成30年度（下半期）以降の取り組みについてご説明します。これからご説明しますアクションプランの施策につきましても、中長期的に取り組んでいくものになります。本日はそれぞれの施策につきましても、今後取り組む上でどのような課題等があるか整理させていただきました。施策を具体的に進捗する際には、事務局より資料に基づいてご

説明させていただくことを考えております。

それでは引き続き資料2に基づいてご説明します。10ページをご覧ください。

アドバイザー派遣に関する施策につきましてご説明します。

まず、施策4「高齢者など住まいのアドバイザー派遣」につきましては、論点にお示ししておりますとおり、現状はリフォーム及び居住支援についてのご相談へ対応することがメインとなっており、住み替え支援の観点からのアドバイスがどのようにできるかが課題と認識しております。住み替えにつきましては、ライフステージや世帯人員の増減に伴い、その方に適した物件に住み替えていただくための支援について検討しておりますが、子育てが終わり郊外の広い家では掃除も大変で、駅近に適切な広さで手ごろな価格のマンションに住み替えたいという方に対して物件が少ない等の課題が不動産事業者へのヒアリングから判明しております。

住み替え支援に関するアドバイスにつきましては、「住まいの相談窓口」を中心に協定団体等へお繋ぎすることを考えており、アドバイザーの派遣を行うのか検討が必要と考えております。

また、居住支援の事例としましては、かながわ住まいまちづくり協会と高齢福祉介護課が連携して実施している「高齢者の住まい探し相談会」、障害者の方の日常生活に係る相談を受ける「障害者生活支援センター」等がございます。

アクションプランに記載されている施策内容としましては、高齢者や障害者の住まいに関する悩みにきめ細かく対応するため、福祉部門と建築部門とが連携しながら、高齢者など住まいのアドバイザーを派遣すると記載されており、高齢者、障害者の住宅のバリアフリー化、耐震化等について、技術的にアドバイスする専門家を派遣することとしております。今後の取り組み方針として、「住まいの相談窓口」等でニーズを把握するとともに、既存の事業と連携して、バリアフリー化等に関する専門家の派遣により高齢者等にアドバイスや情報提供を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、バリアフリー化に関しては、かながわ住まいまちづくり協会の「バリアフリーリフォーム相談事業」の活用、耐震化に関しては、「建築なんでも相談」の相談員である、茅ヶ崎市木造住宅耐震診断士等の活用があげられます。また、高齢福祉介護課で実施しています地域リハビリテーション活動支援事業における理学療法士等の派遣、景観みどり課は既存のまちづくりアドバイザーのうち、建築士等の派遣を行うことを想定しております。

続きまして、11ページにあります、施策10まちづくりアドバイザー派遣についてご説明します。

論点にお示ししておりますとおり、既存の「景観まちづくりアドバイザー派遣制度」と住まいづくりアクションプランの施策の連携を図ることができるのか、専門分野以外のアドバイザーが求められる場合、その必要性和制度設計をどうするか検討していく必要があると考えております。

アクションプランに記載されている施策内容につきましては、地域の住まいづくり、まちづくりを支援するためのアドバイザーを派遣することとなっており、自治会、N P

〇等の市民団体の要請に基づいて、住まいのまちづくりに関する専門家を派遣し、市民による住まいのまちづくり活動を促進することとしております。既存施策には、高齢福祉介護課の「地域支援事業」、建築指導課の「茅ヶ崎たいあっぷ95推進協議会」、景観みどり課の「景観まちづくりアドバイザー派遣制度」がございます。

今後の取組方針としましては、既存の景観まちづくりアドバイザー制度等を活用し、自治会・NPO等の市民活動において住まいのまちづくりに関する専門家の意見を聞きたい場合に、要請に基づいてアドバイザーを派遣する体制を構築することを考えております。

既存の制度以外の自治会・NPO等からのご相談を受けた場合につきましては、「住まいの相談窓口」で受け付け、ニーズを把握し制度設計に当たって参考としたいと考えております。また、派遣制度の周知にあたっては「住まい制度」ガイドブックに記載することを考えております。

続きまして、施策18アパート改善建替えアドバイザー派遣についてご説明します。人口減少時代にアパート改善建替えのニーズがどこまであるか、また、老朽化している物件は、オーナーが高齢化または相続により次の世代へ引き継がれている可能性が高く、新たにローンを組んで改善建替えのニーズを把握しておく必要があると考えております。アクションプランに既存施策はございませんが、今後の取組方針としましては、民間不動産事業者団体等との連携により、旧耐震基準等の老朽化したアパートのオーナーを対象としたアパート改善建て替えアドバイザーを派遣する体制を構築すること、「住まいの相談窓口」でアパート改善・建替えのニーズを把握し、不動産業や建築士の業界団体等に繋ぐことを想定しております。

また、福祉・子育て部門と連携して実施することとなっておりますので、シェアハウスやグループホーム等の特徴を出した改善建替等が実施できるか、そのための支援をどのように実施していくか検討が必要であると考えております。

続きまして12ページをご覧ください。

施策19マンションアドバイザー派遣について、ご説明します。

市内にアドバイザーとして派遣できる人材が不足していることから、一般社団法人神奈川県マンション管理士会との連携を図ることを想定しており、市独自で必要な施策が再度、検討が必要であると考えております。本施策につきましては、財政面からのアドバイス等が必要になることから、一部業務につきましては、建築指導課が協定を締結しております住宅金融支援機構と事業を推進できる可能性があると考えております。

アクションプランに記載されている施策内容は、分譲マンションの管理運営や大規模修繕等を支援するためのマンションアドバイザーを派遣すること、増加する分譲共同住宅の管理組合等を対象として、耐震改修や維持管理等の助言を行う「住まいのアドバイザー」の派遣を行うことが記載されています。既存施策はなく、今後の取組方針としては、「住まいの相談窓口」でニーズについて把握すること、県マンション管理士会等との連携により、分譲マンションの管理組合を対象として、管理運営や大規模修繕、耐震改修、建て替え等に関してマンション管理士をマンションアドバイザーとして派遣する体

制を構築することを考えております。

続きまして、13ページをご覧ください。

公的賃貸住宅の今後のあり方について、ご説明します。

論点にお示ししておりますとおり、高齢単身世帯の増加に伴う公的賃貸住宅を含むセーフティネット住宅へのニーズが、一定程度増加することが考えられます。

平成29年度に改正されました住宅セーフティネット法を踏まえ、神奈川県居住支援協議会の活動周知を通じた、空き家も含めた「セーフティネット住宅情報提供システム」への登録促進等の取り組みを進める他、新たな住宅セーフティネット制度の創設等を検討する必要があると考えております。

民間賃貸住宅の活用につきましては、国や県の動向を注視し、本市における適切な活用方法について調査・研究をしております。

住宅確保要配慮者のニーズに応じた住宅を提供できる制度が望まれる一方で、高齢単身世帯の孤独死等の問題から高齢者等へ貸したくない貸し手も少なからずいることから、貸し手へのフォローも必要であり、地域や福祉部局と連携した居住後の見守りも含めた体制づくりが必要であると考えております。

施策11市営住宅の有効活用につきましては、アクションプランに記載されている施策内容では、既存の公営住宅のリニューアルや借り上げ型市営住宅の整備により高齢者などが安心して住める住まいの確保を図ること、既存の公営住宅のバリアフリー化等の対策を検討するとともに、適正な管理・運営を推進することが記載されております。今後の取組方針としては、「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」の基本方針・推進すべき施策・主な取り組みに基づいて、引き続き市営住宅の有効活用について取組を進めることを考えております。

取組12URなどの公的賃貸住宅との連携につきましては、アクションプランに記載されている内容は、高齢者などが安心して住み続けられるように、公的賃貸住宅とも連携し、取組を検討すること、今後、UR賃貸住宅の公的賃貸住宅と連携して、セーフティネットを構築することが記載されています。

既存施策には、拠点整備課「浜見平地区拠点整備事業」があり、今後の取組方針としては、借り上げ型市営住宅の整備、UR賃貸住宅との連携して平成32年度までに目標管理戸数の残り戸数44戸を供給する予定です。

続きまして14ページをご覧ください。居住支援のあり方についてご説明します。

論点にお示ししておりますとおり、居住支援協議会の設立の他に、居住支援のあり方を検討する必要があると考えております。

本市の居住支援の体制につきましては、「住まいの相談窓口」により庁内連携を図るとともに協定団体のお力をお借りしてワンストップ化を図っているところです。

居住支援協議会の概要につきましては、16ページに不動産関係団体、居住に係る支援を行う団体及び行政で構成されております。

居住支援協議会では、住宅情報の提供、相談の実施及び見守りサービスの紹介等を行う場とされております。

本市の状況に当てはめると、居住支援団体となり得るNPO法人等が市内にはないことから、市内だけでは担い手が不足している状態です。

一方で、不動産団体につきましては、神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部様や全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部様と「住まいの相談窓口」で協定を締結しております。

行政につきましては、福祉部局を入れる等の体制強化を図る必要がございます。居住支援協議会で相談の実施を行うことをご説明しましたが、県内の市町村で初めて居住支援協議会を実施しました川崎市にヒアリングしたところ、住まいに関する相談は住宅供給公社が受け、本市と同様に不動産団体や弁護士等と連携を図っております。それでも解決できない相談については居住支援協議会の専門部会を年3回から4回程度開催して協議しているようです。

本市が仮に居住支援協議会設立後の「住まいの相談窓口」につきましては、引き続き都市政策課が実施していくものと考えておりますが、居住支援協議会の専門部会の開催が年3回から4回程度ですと、相談者によっては居住を急いでいる方もいらっしゃると思いますので、どのように対応していくか等の課題が生じると考えております。

また、住宅セーフティネット法改正に伴う対応をどのようにしていくのか整理が必要であり、登録住宅に対する改修費補助や低所得者の入居負担軽減のための支援措置について、市として予算措置が必要になってまいります。

居住支援につきましては、今後ますます重要になってまいりますので、本市に合った居住支援のあり方について、今年度以降協議させていただきたいと考えております。なお、参考としまして、市町村単位で居住支援協議会を設立することのメリットとしては、重層的住宅セーフティネット構築支援事業により国土交通省より上限1000万円の補助を受け取ることが可能ですが、こちらは平成31年度までとなっております。また、県内では川崎市が平成28年6月、今年10月に横浜市が居住支援協議会を設立しております。

続きまして「湘南茅ヶ崎の住まいブランド」についてご説明します。

17ページをご覧ください。

アクションプランでは施策15「(仮称)湘南茅ヶ崎住宅」の性能表示のしくみづくりに関係しており、論点にお示ししましたとおり、「(仮称)湘南茅ヶ崎住宅」のあり方とともに、性能表示のしくみづくりについて、改めて検討していく必要があると考えております。

アクションプランの施策内容としましては、良質な住宅として湘南茅ヶ崎住宅の性能表示をするためのしくみをつくり、湘南茅ヶ崎の住まいブランド化を目指すのとあります。今後の取組方針としましては、湘南茅ヶ崎ブランドを普及するため、住宅性能表示制度に基づく住宅性能や環境性能に加え、子育て世代向けの住まいとしての性能を表示するための仕組みや表示項目等を提案することと考えておりますが、住宅という箱ものだけでブランド化を図ることは難しいと考えておりますので、もう少し広い視点での住環境であったり、地域や人・コミュニティ等のソフトの面からの検討も併せて検討していく

必要があるのではないかと考えております。

今年度以降、本委員会で協議いただくとともに、庁内関係各課と協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、平成30年度から31年度にかけてのスケジュールについてご説明します。資料3をご覧ください。

上段に本委員会の開催日等が記載されております。本日第1回の委員会を開催し、来年1月に第2回、3月に第3回の開催を予定しております。来年度につきましては、上半期に1回、下半期に2回程度会議を開催したいと考えております。

また、一番下段には、5月と6月に実施しました勉強会について記載しております。資料のご用意はしておりませんが、6月に開催しました勉強会は、地域包括支援センター主催で公民館に集まっていた60歳以上の高齢者の方を対象に、「これからの住まい」と題して、グループ分けしてご意見を出していただき、ご相談もお受けました。

具体的には80代の方が、これからリフォームするかどうか悩まれていたり、ケア付きの住宅等への住み替えを検討しているが資金面の不安がある、空き家を所有しているが子どもたちに残すかどうか等のご意見等が出ました。

当日は、茅ヶ崎市高齢福祉介護課が作成したエンディングノートを活用して、「終活」を進めることで、今までの自分を見つめ直し、今後の自分を考えるきっかけとなることもお伝えしました。

11月と1月にワークショップの開催、2月にセミナーの開催を予定しております。

なお、中段には空家関係のスケジュールを記載しておりますので、併せてご確認ください。

議題（2）の説明は以上でございます。

○竹内委員長

ただいま議題（2）の説明がございました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○石井委員

17ページの茅ヶ崎住まいのブランド化について教えていただきたいと思います。今、仮にこの表示制度に則り認定された住宅があるとします。この住宅というのは、いわゆる鉄砲道周辺にはとても馴染むようなもので、それ以外の、例えば里山公園周辺の住宅には馴染まないスペックだと、そういうことを前提として考えてよろしいですか。

○竹内委員長

このテーマは着地点がこれまでもなかなか定まらなかったところですが、要は茅ヶ崎らしい住まいや住まい方を見つけ出し、広くPRしていこう、それが具体的な茅ヶ崎版の技術的な住宅性能表示になるか、環境や住まい方を含む語りとしての表示になるか、両構えで考えていこう、ということではないかと理解しています。

○石井委員

事務局から箱モノのスペックでは済まないという話がありましたが、住まいというのは、そこに入る家族のことを考えることが住まいだという話です。そうすると、茅ヶ崎の人間だから、こういうカルチャーなりブランドを持っている、そういう人たちが入る住まいというのはこうなる、そういう議論だと永遠と議論がまとまらないかもしれませんが、話しとしてはわかりやすい。高規格型住宅というと、これは茅ヶ崎でも通用するけれども北海道も通用する話になるので、茅ヶ崎らしさというところを何とか活かしたい。鉄砲道周辺だけじゃなくて、市域も広いですから、里山公園周辺の方も、我々の住宅って茅ヶ崎らしい住宅だよ、そういう方向で議論したほうが良いと思いました。

○竹内委員長

ありがとうございます。ハード面とともに「茅ヶ崎らしさ」というソフト面を重視して議論していくべきとのご意見です。他にいかがでしょうか。

○羽太委員

施策の優先順位をつけるとすると、どれからやっていきたいと事務局側は考えているのか聞かせていただければと思います。どれもおそらく議論すると、皆大事だよという話になってくると思います。ただし、行政側が考える優先順位は、いろいろあると思います。何かあったら言っていただけると、皆さん、議論ができるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局

本日ににつきましては、メニュー出しをまずさせていただいたところが正直なところでございますが、現実としましては、やはり居住支援というところについては優先的に取り組んでいかなければいけないと考えております。これは引き続き取り組む必要があるのかなと考えております。

先ほど、湘南茅ヶ崎の住まいブランドについては、なかなか議論がどのような形で深めていけるのかということも、正直、事務局としては悩んでいるということもございますので、あえて優先順位というところだと、居住支援というところが1つ当てはまろうかと思っております。

ただし、1回目の委員会ということで、主には昨年度までの振り返りという中で、次にどうつなげていこうかというところで、議題（2）を取り上げさせていただきました。

その中で何を主にやっていくのか、次回、第2回以降、議論させていただければと考えています。

○入原委員

優先順位という話がありましたが、アドバイザー派遣、かなりのアドバイザーが必要

かなということは感じましたが、これをマネジメントする機能が新たに必要なのではないかと感じました。

また、居住支援協議会の立ち上げということをお考えということですので、例えば、このアドバイザー派遣を居住支援協議会がマネジメントして派遣するというのも1つ考えていただくと、より効率的に一元化が図れるのではないかなと感じました。

事務局の説明にありましたように、市町村単位の居住支援協議会の立ち上げのメリットというのは、国土交通省からの補助金が出るというのも1つのメリットではありますが、地域ごとで、この委員会そのものが居住支援協議会ですと言われれば、それでもいいかなと個人的には思いますが、顔の見える関係ができ、小回りがきく相談対応が図れるというのが市町村の居住支援協議会のメリットでもあります。お金だけではなく、その点をメリットとして、今後、議論していただければなと思いました。

○竹内委員長

貴重なご意見かと思えます。アドバイザー派遣と居住支援協議会との連携、これに住宅セーフティネット施策の話題も絡んできますので検討していただきたいと思えます。

それでは、本日の議題は全て終わりましたが、その他として、事務局から何かありませんでしょうか。

○事務局

皆様、多岐にわたるご審議、アドバイスをいただきまして、ありがとうございます。

次回、第2回につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、来年1月ごろの開催を予定しておりますので、開催通知は別途早目に送らせていただければと考えております。

また、議題としましては、本日、ご意見いただきましたことも反映して、ワークショップがおそらくもう1回目が開催されておりますので、そういったご報告ですとか、市全体の勉強会につきましては、経過報告をさせていただく予定でございます。

また、新たに委員になった方にお知らせをさせていただきます。事務局より事前にご送付させていただきましたマイナンバー関係の書類をお持ちでしたら、事務局へご提出をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○竹内委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の委員会はこれで終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。今後2年間になりますけど、ご協力のほどお願いします。

それでは、終わらせていただきます。

—以 上—

12時00分開会

議事録署名人

竹内 陸男

矢島 啓志
